

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月20日

横浜市契約事務受任者
青葉区長 中島 隆雄

1 契約の概要

第51回衆議院議員総選挙における開票所の設営及び撤去委託

2 履行(納品)場所

横浜市青葉スポーツセンターほか2か所

3 契約日

令和8年1月23日

4 履行日又は履行期間

令和8年1月23日から令和8年3月31日まで

5 契約金額

4,401,870円

6 契約の相手方(名称及び所在)

法人名 株式会社 テイクフォー

所在地 横浜市緑区中山5-14-16

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

第51回衆議院議員総選挙における開票所の設営及び撤去委託においては、本来契約部においての入札案件ですが、開票日までの準備期間が大変短いため、契約部では対応不可との通知があり、各区での契約案件となりました。

また、本来設営を行う開票日前日の昼間から21時までの時間帯にイベント開催があり、イベント終了後の21時以降から翌朝にかけての設営となったため、今回の時間帯での設営について対応可能な業者を複数探し出すことが困難でした。

また、設営業者の確保がなされなかった場合、適正な業務の執行が困難となり、市民及び本市にとって重大な支障が生じることが予想されます。

つきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び令和6年9月17日付け財契二第1381号通知に基づき、緊急契約(単独随意契約)による会場設営及び撤去対応をしました。

8 契約の相手方の選定理由

今回時間帯での設営について、当該業者が対応可能であること。

9 所管課

青葉区総務部総務課